

主 文

被告人を拘禁刑 7 年に処する。

未決勾留日数中 2 1 0 日をその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、令和 7 年 1 0 月 1 8 日午前 5 時 5 7 分頃、普通乗用自動車を運転し、香川県丸亀市 a 町 b 丁目 c 番 d 号先の最高速度が 4 0 k m 毎時と指定されている右方に湾曲する片側 2 車線道路の第 2 車両通行帯を丸亀市 e 町方面（北方）から丸亀市 f 町方面（南方）に向かい進行するに当たり、その進行を制御することが困難な時速約 1 1 8 k m の高速度で自車を走行させたことにより、自車を道路の湾曲に応じて進行させることができず、自車を第 1 車両通行帯に逸走させ、折から同車両通行帯を自車と同一方向に進行中の A 運転の自転車後部に自車前部を衝突させて A を自転車もろとも路上に転倒させ、よって、A に急性硬膜下血腫等の傷害を負わせ、同日午前 6 時 5 1 分頃、香川県善通寺市 g 町 h 丁目 i 番 j 号所在の B 医療センターにおいて、A を前記傷害により死亡させた。

(量刑の理由)

被告人は、最高速度 4 0 k m 毎時と指定されている道路において、普通乗用自動車を時速約 1 1 8 k m の高速度で運転し、自転車を運転していた被害者に自車を衝突させて死亡させた。運転開始後 3 0 秒程度の短時間で限界旋回速度を優に上回る高速度に達し、カーブに差し掛かってもアクセルから足を離しただけの減速のみで進行して衝突した。A は 3 0 m 以上も跳ね飛ばされており、周囲の交通関係者の生命身体に対する危険性が非常に高い犯行態様である。

A は、事故の前日まで、製麺所の職人として製麺を一手に担い、意欲的に稼働していたにもかかわらず、突然、被告人車両に後ろから激しく衝突され、命を失った。落ち度のない A が受けた肉体的苦痛や無念さは計り知れない。A の妹や雇用主が、被告人に厳罰を望むのももっともである。

被告人は、早朝に集合しなければならない仕事に遅刻しそうになり、焦ってスピードを出したというが、被告人は、前日の夜、友人の誕生会に参加した後、翌朝早い時間帯に仕事があることを分かっているながら、自らの意思で帰らなかったのだから、自ら招いた状況というほかなく、経緯に酌量の余地はない。加えて、被告人は、飲酒をした上で危険な運転をしており、交通ルールを著しく軽視していることがうかがわれ、このような交通ルールに対する姿勢も本件に結び付いたというべきである。身勝手な経緯により、交通ルールを軽視して本件に及んだことは、厳しく非難される。

以上によれば、被告人の刑事責任は重く、同種事案の量刑傾向も踏まえると、相応の期間の実刑は免れない。

他方、被告人には、次の酌むべき事情も認められる。

被告人は事実関係を認め、Aへの謝罪の言葉を述べた上で、今後は、一切飲酒をせず、運転もしないと誓い、反省の態度を示した。被告人の伯父が、被告人や親族間の話し合いを経て、今後、環境を変えて、仕事への向き合い方や生活の乱れを正すために、被告人を雇用し、同居して監督すると誓い、父親も協力すると誓った。本件車両には対人賠償無制限の保険が掛けられており、今後、遺族であるAの妹に対し、保険による賠償が見込まれる。被告人には前科前歴がない。

これらの酌むことができる事情も考慮した上で、被告人を主文の刑に処するのが相当であると判断した。

(求刑 拘禁刑8年)

令和8年10月13日

高松地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 神 原 浩

裁判官 池 内 継 史

裁判官 上 村 日奈子